

電気自動車を活用した災害連携協定書

(写)

令和 4 年 7 月 8 日

秋 田 県

秋田日産自動車株式会社

羽後日産モーター株式会社

株式会社日産サティオ秋田

日産プリンス秋田販売株式会社

日産自動車株式会社

電気自動車を活用した災害連携協定書

秋田県(以下「甲」という。)と秋田日産自動車株式会社(以下「乙1」という。)、羽後日産モーター株式会社(以下「乙2」という。)、株式会社日産サテイト秋田(以下「乙3」という。)及び日産プリンス秋田販売株式会社(以下「乙4」といい、乙1から乙4を総称して以下「乙」という。)並びに日産自動車株式会社(以下「丙」という。)は、第1条に定義する災害時における電気自動車による避難所等への電力の供給について、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、甲、乙、及び丙が電気自動車等の次世代自動車の普及及び秋田県内で災害(災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に定める災害をいう。以下同じ。)の発生した場合における円滑な災害対策の実施について基本的事項を定めることを目的とする。

(電気自動車の貸与要請)

第2条 甲は、災害時に避難所等が開設された時において、電力供給のための電気自動車及び電気自動車用充電スタンド(以下「充電スタンド」という。)を必要とする場合(秋田県内の市町村から要請があった場合を含む。)は、乙に対し、協力要請書(第1号様式)により電気自動車の貸与を要請することができる。ただし、緊急を要する場合は、口頭により連絡し、後日文書をもって速やかに処理するものとする。

(協力)

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、可能な範囲において乙の所有する電気自動車を甲に貸与することに努めるものとする。なお、本項に基づき乙から甲に貸与される電気自動車を、以下「貸与車両」という。

2 乙は、前項に基づく貸与に併せて、乙の指定する日時及び場所において、乙の管理する充電スタンドの使用を許諾することに努めるものとする。なお、使用許諾する充電スタンドの使用料については、原則無償とする。

3 貸与車両の貸与期間(以下「貸与期間」という。)及び充電スタンドの使用許諾期間は、原則として貸与開始日から1週間とし、甲が延長を希望する場合は、災害時等の状況及び避難所等の閉鎖時期等を勘案の上、甲乙間で協議して延長期間を決定する。

(電気自動車の貸与実施)

第4条 乙は、第2条の規定による要請を受け、電気自動車等を甲に貸与する場合は、甲の指定する場所に運搬し、貸与車両の種類・数量について確認の上、甲が指定する者に対して引渡しを行うものとする。ただし、乙が貸与車両を運搬できない場合は、甲及び乙が協議の上、引渡しの方法を調整するものとする。

2 乙は、前項の規定により、貸与車両の引渡しを行った場合は、速やかに口頭又は電話等により甲にその旨を連絡するとともに、甲に対して実施報告書（第2号様式）を提出するものとする。

（貸与時の残充電）

第5条 乙は、貸与車両の貸与にあたっては、十分に充電された状態で貸与するよう努めるものとする。

2 貸与時点において貸与車両に充電されている電力は、乙が無償で提供する。

（管理等）

第6条 甲は、貸与車両を善良なる管理者の注意をもって管理するものとする。なお、管理方法その他の取り扱いは、甲乙間での協議により取り決める。

2 甲は、充電スタンドを乙より提示される使用条件に従って使用するものとする。

3 前二項の規定に違反し、甲の責に帰すべき事由により、貸与車両又は充電スタンドに損害を与え、又は滅失したときは、甲は乙に対しその損害を賠償するものとする。

（補償）

第7条 貸与期間中に生じた貸与車両による損害の補償については、次のとおりとする。

（1）前条の規定に違反し、甲の責めに帰すべき事由により、第三者に与えた物的又は人的損害、もしくは貸与車両又は充電スタンドに生じた損害については、直ちに事故現場における危険防止措置及び負傷者の救護措置を講じるとともに、乙に通知した上で、甲が補償責任を負うものとする。ただし、当該帰責事由が不明な場合は、甲、乙及び丙が協議の上、その賠償に当たるものとする。

（2）自動車保険が適用される場合は、次条の規定により取り扱うものとする。

（保険について）

第8条 乙は、車両の貸与に当たり乙の負担により自賠責保険及び任意保険に加入するものとし、甲は貸与期間中に事故が発生した場合は、速やかに乙へその旨を連絡し、乙の加入している保険の適用を受けるものとする。

2 前項に規定する保険の適用に要する費用については、全て乙の負担とする。ただし、甲の故意又は重過失により保険の適用に保険会社免責分（保険加入者負担分）が発生した場合は、原則甲が負担するものとする。

（返却）

第9条 甲は、乙より貸与車両を原状に復した上で（ただし、通常損耗を除く。）、乙に返却するものとする。なお、返却方法については、甲乙間で協議し決定する。

(費用負担)

第10条 貸与車両の貸与期間中の電気代（乙の管理する充電スタンドの使用した場合を除く。）については、甲が負担するものとする。ただし、乙から費用負担の申出があった場合には、この限りではない。

2 前項の費用は、災害発生の直前における適正価格を基礎として、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

(外部給電器の使用上の注意)

第11条 甲は、貸与車両に外部給電器を接続して使用（医療機器等への使用を含む）する場合、当該外部給電器の製造者が発行する保証条件を都度確認の上、使用するものとする。なお、当該外部給電器の使用に起因する事由により、甲が損害を被った場合であっても、乙及び丙は一切責任を負わないものとする。

(電気自動車等の情報提供)

第12条 乙及び丙は、電気自動車の普及促進に資する情報及び災害時に給電業務が遂行可能な電気自動車等の情報を適宜、甲に提供する。

(連絡調整)

第13条 この協定及びこの協定に定める業務に関わる連絡調整は、甲、乙及び丙があらかじめ連絡調整者名簿（第3号様式）により指定した者が行う。なお、甲、乙及び丙は当該名簿により指定する者に変更があった場合は、当該変更後の名簿を各当事者に対して送付するものとする。

(定期協議)

第14条 この協定に定める事項を円滑に推進するため、甲、乙及び丙は、年1回以上、意見交換、協議等を行うものとする。

(広報活動)

第15条 甲、乙及び丙は、平常時においても電気自動車の普及や電気自動車を活用した防災の広報活動に努めるものとする。

2 甲、乙又は丙が、この協定に係るプレスリリース、その他外部への公表等を行おうとする場合は、事前に他の当事者と公表内容等について協議の上、実施するものとする。

(協定期間)

第16条 この協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、協定締結日から令和5年3月31日までとする。ただし、協定期間の満了する日の3箇月前までに、甲、乙又は丙から何らの意思表示がないときは、協定期間は、さらに1年間更新されるものとし、その後もまた同様とする。

(譲渡制限)

第17条 甲、乙及び丙は、事前に他の当事者の書面による承諾を得ることなく、この協定から生ずるいかなる権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡もしくは移転し又は担保の用に供してはならないものとする。ただし、秋田県内の市町村から要請があった場合を除く。

(協議)

第18条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書6通を作成し、甲乙丙それぞれが署名の上、各自1通を保有するものとする。

令和4年7月8日

甲 秋田県秋田市山王四丁目1番1号
秋田県

秋田県知事

佐竹 敬久

乙1 秋田県秋田市寺内大小路207-38
秋田日産自動車株式会社

代表取締役社長

富樫 俊

乙2 秋田県秋田市保戸野鉄砲町13-2
羽後日産モーター株式会社

代表取締役社長

佐藤 健己

乙3 秋田県秋田市寺内字イサノ44-1
株式会社日産サティオ秋田

代表取締役社長

児玉 純一

乙4 秋田県秋田市保戸野千代田町6番2号
日産プリンス秋田販売株式会社

代表取締役社長

道丹 健

丙 神奈川県横浜市神奈川区宝町2番地
日産自動車株式会社

専務執行役員

遠藤 淳一

御中

秋田県知事

協力要請書

電気自動車を活用した災害連携協定書第2条の規定により、下記のとおり要請します。

記

1 要請日

年 月 日

2 電気自動車の貸与

車種名等	台数	備考（引渡場所・提供期間等）
	台	
	台	
	台	

3 充電スタンドの使用希望

希望有無	備考（提供期間等）

4 その他の要請及び連絡事項等

--

【問合せ先】

秋田県〇〇部〇〇課

電 話 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

F A X 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

年 月 日

秋田県知事

宛

会社名

代表者名

実施報告書

電気自動車を活用した災害連携協定書第4条第2項の規定により、次のとおり報告します。

1 電気自動車等の提供内容

	提供実施日	提供場所 (自治体名・住所)	提供期間	車種	台数 (台)
1	月 日		自： 月 日 至： 月 日		
2	月 日		自： 月 日 至： 月 日		
3	月 日		自： 月 日 至： 月 日		
4	月 日		自： 月 日 至： 月 日		

※表が不足する場合には別紙としてもよい。

2 その他の連絡事項等

--

3 報告に係る連絡先担当者

会社名	
職氏名	
連絡先	

年 月 日

連絡調整者名簿

企 業 ・ 団 体 名	秋田県
所 属 :	
役 職 :	
氏 名 :	
勤務先電話 :	
携 帯 電 話 :	

企 業 ・ 団 体 名	秋田日産自動車株式会社
所 属 :	
役 職 :	
氏 名 :	
勤務先電話 :	
携 帯 電 話 :	

企 業 ・ 団 体 名	羽後日産モーター株式会社
所 属 :	
役 職 :	
氏 名 :	
勤務先電話 :	
携 帯 電 話 :	

企 業 ・ 団 体 名	株式会社日産サティオ秋田
所 属 :	
役 職 :	
氏 名 :	
勤務先電話 :	
携 帯 電 話 :	

企 業 ・ 団 体 名	日産プリンス秋田販売株式会社
所 属 :	
役 職 :	
氏 名 :	
勤務先電話 :	
携 帯 電 話 :	

企 業 ・ 団 体 名	日産自動車株式会社
所 属 :	
役 職 :	
氏 名 :	
勤務先電話 :	
携 帯 電 話 :	

※この名簿に記載の個人情報は、この協定に必要な範囲内でのみ利用されます。